

# 特別史跡名護屋城跡並びに陣跡等を活かした 地域づくり・観光振興

－佐賀県立名護屋城博物館における「史跡の保存と活用」の新たな試み－

松尾 法博（佐賀県立名護屋城博物館学芸課長）

## 1. はじめに

### (1) 佐賀県の概要

佐賀県はアジア大陸に最も近い九州の北西部にあって、肥前半島の基部を占めている。肥前半島は現在、東半は佐賀県、西半は長崎県と行政区画を異にするが、古代以来近世末まで全域が肥前国であった。

県の東端は鳥栖市、西端は唐津市鎮西町馬渡島、北端は同加唐島、南端は藤津郡太良町であり、総面積は2,431.66km<sup>2</sup>である。県の中央には筑紫山地が走り、山地の多い玄界灘側と平野部の有明海側に分ける。玄界灘に面して北西に東松浦半島が突出し、東の糸島半島との間に唐津湾、西の長崎県北松浦半島との間に伊万里湾があり、湾内およびその周辺に大小の島が散在する。南は肥前半島と九州の胴体の間に大きく湾入する有明海に面し、県南端の多良岳山麓を除いては、低平な佐賀平野が展開する。

東松浦半島の前面には神集島・加部島・小川島・加唐島・馬渡島などがあり、壱岐海峡を隔てて壱岐・対馬と飛び石づたいに、朝鮮半島への往来が古来から開かれていた。肥前半島を洗って東流する対馬海流や、夏と冬で方向を変える季節風も、肥前半島と大陸を結びつける有力な条件となった。このような地理的位置の有利性から、古くより外来文化の窓口の役割を果たした半面、非常時の場合、進攻防守の第一線の基地ともなった。元寇や豊臣秀吉の名護屋の陣などはその例である。

日本文化の中心が本州に確立されると九州は辺地

とみなされたが、近世における長崎は海外の窓口として重要な存在であり、長崎と博多方面を結ぶ長崎街道は京都・江戸への道でもあり、県内に文化的影響を与えている。佐賀県の範囲は肥前国東半に限られているが、中世においては龍造寺氏・鍋島氏が現在の長崎県域内を支配していたこともあり、その歴史は肥前半島全体と深いかかわりを持っている<sup>1)</sup>。

佐賀県の人口は824,220人（2017年7月1日推計）である。財政規模は2014年度（平成26年度）の総務省が策定した「地方財政白書」では、佐賀県の歳出決算額は427,241,064千円（全国第45位）となっているが、県民一人当たりの歳出（換算額）は504.16千円（全国第14位）である。

### (2) 特別史跡名護屋城跡並びに陣跡の概要

名護屋城跡の天守台から見える、起伏に富んだ地形と、その向こうに広がる玄界灘、そこに浮かぶ島影から成る景観は、訪れた人々の目を楽しませるに十分な魅力を備えている。また、晴れた日には遠く壱岐・対馬を望める眺望は、ここが朝鮮半島渡海への軍事基地であったことを十分に実感させる。

名護屋城跡並びに陣跡は、豊臣秀吉による明国及び朝鮮半島侵略の野望の下に築かれた城である。豊臣秀吉の出兵は、朝鮮半島に深刻な被害を与え、明治以降の日本による朝鮮半島の植民地化・侵略の事実と相まって、今日なお、両国の交流の歴史を考える際、欠くことができない。

この城跡群は、その歴史的意味を直接現代に訴える生きた証拠ともいえる史跡となっている。さらに、城の絶対年代が明確で遺跡の年代を決める基準とな

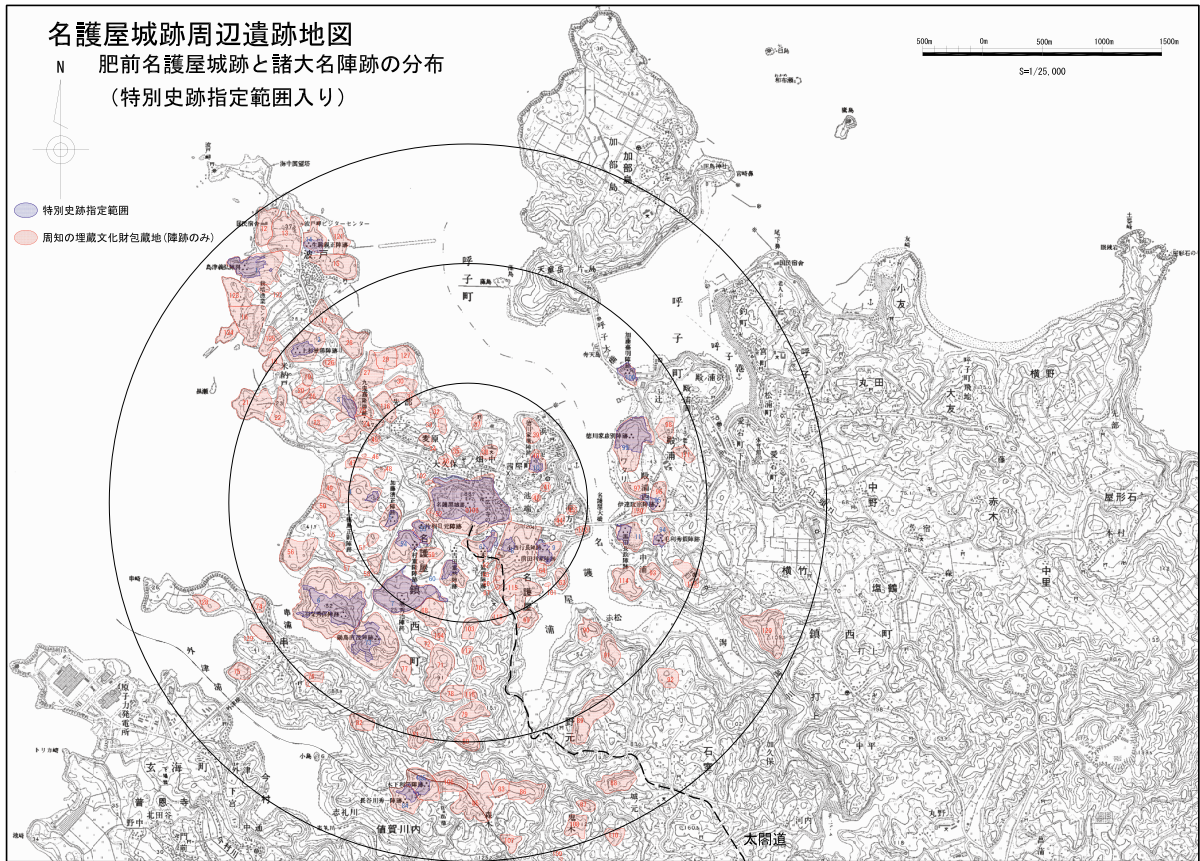


図1 名護屋城跡周辺遺跡地図



図2 名護屋城跡周辺 (航空写真)



図3 肥前名護屋城図屏風 (佐賀県立名護屋城博物館蔵)

り、織豊政権から幕藩体制への移行を研究する上で重要な情報をもっている。

名護屋城跡並びに陣跡は、全国を統一した天下人豊臣秀吉が、わずか1年1ヶ月の短期間とはいえ、肥前名護屋城に在城し、そこから全国の諸大名に号令した日本史上に残る重要な城である。また、秀吉の命により徳川家康、前田利家、上杉景勝、石田三成、伊達政宗など、全国の諸大名が集結させられ、各自が陣屋を構築し、長期滞在をしたことは、九州の一地方である「肥前名護屋」の地を一気に我国の政治上の中心地に押し上げるといふ、日本史上類を見ない特異な状況を生み出した。さらに秀吉の死によって突如その役割を終えて、廃絶された城や陣屋・城下町の遺構は広範囲に点在することになった。

それは、全国各地の近世城郭の大多数が江戸時代に改変を受けている中で、近世初期の城郭の姿をよく残す、極めて貴重な例となっている。名護屋城跡

並びに陣跡は考古・文献・建築史等多岐にわたる学術的価値を有する遺跡として大正15年（1926）に史蹟に指定され、さらに昭和30年（1955）には遺構の遺存度が良好なものも多く、城郭建築史上学術的価値が極めて高いことから、史跡のうち学術上の価値が特に高く我が国文化の象徴たるものとして国指定の特別史跡になっている。現在、名護屋城跡の約17ha、陣屋群のうち23箇所56ha、合計73haが特別史跡に指定されている。諸大名の陣屋跡は名護屋城跡を中心に半径3kmの圏内に140余が点在することが確認されているが、そのうち徳川家康・前田利家陣跡など23の陣跡が特別史跡に指定されているに過ぎず、大半は未指定のまま雑木林等のなかに埋もれたまま良好に保存されているものも多い<sup>2)</sup>。

## 2. 特別史跡名護屋城跡並びに陣跡を取り巻く最近の状況・背景

### (1) 特別史跡名護屋城跡並びに陣跡の保護の歩み

佐賀県教育委員会における名護屋城跡並びに陣跡の保存整備事業の対象とするのは、佐賀県西北部に位置する「文禄・慶長の役」に係る広大な遺跡群であり、具体的には、以下の5分類（①名護屋城跡

②全国の諸大名陣跡 ③城下町 ④太閤道 ⑤その他（港湾施設・石採り場など）の遺跡を対象とする。佐賀県では、日本歴史を考えるうえで欠かすことができないこれら貴重な遺跡群を保存し、さらにその学術的価値を広く公開しながら地域活性化に寄与するため、地元唐津市・玄海町の協力を得て、昭和51年度より、保存整備事業を継続して実施している。

平成24年度に佐賀県教育委員会（佐賀県立名護屋城博物館）が策定した「名護屋城跡並びに陣跡保存整備計画（第4期）」では、史跡の本質的価値の整理を行い、遺跡の保存と活用の考え方をまとめている<sup>3)</sup>。

### (2) 最近の状況・背景

平成17年に市町村合併が進み、鎮西町・呼子町は唐津市に吸収された。地元配置される文化財専門職員数が減じられる等、県・市町・地元の関係にも変化が見られ、文化財保護の意識や取り組みにも変化が生じている。佐賀県では、平成24年度から佐賀県設立の5つの博物館（佐賀県立博物館・美術館、九州陶磁文化館、宇宙科学館、名護屋城博物館<sup>4)</sup>、佐賀城本丸歴史館）がすべて教育委員会所管から知事部局に移管した（図5）。

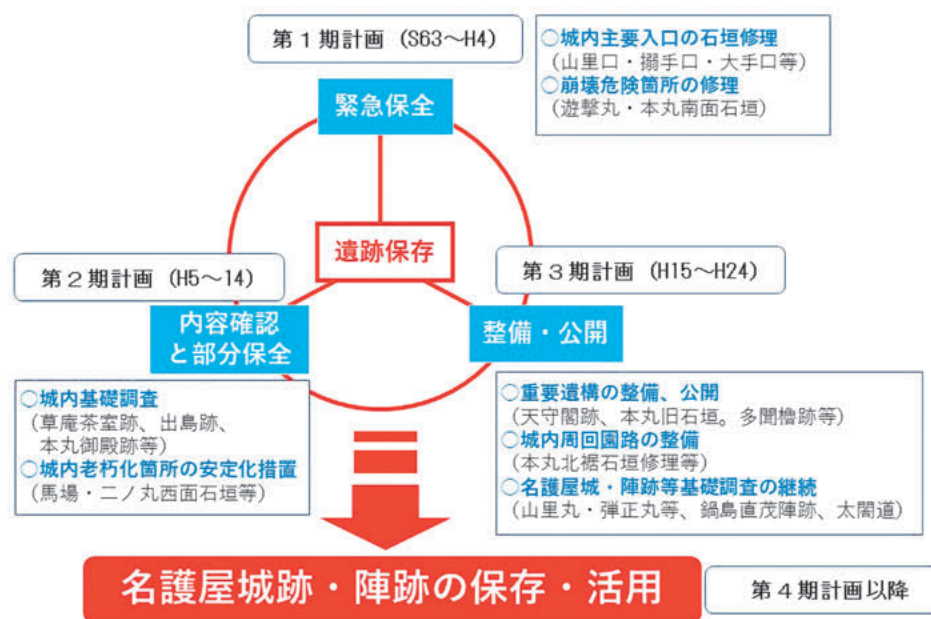


図4 名護屋城跡・陣跡の保存・活用に至る経過模式図

表1 名護屋城跡並びに陣跡保存整備計画の策定と実施経過

大正15年 (1926)	史蹟「名護屋城址並陣跡」指定 (11月4日)	
昭和30年 (1955)	特別史蹟「名護屋城跡並陣跡」指定 (8月22日)	
昭和51年 (1976)	佐賀県教育委員会が陣跡分布調査実施・・・・・・・・・・国営上場開発への対応 「名護屋城跡並びに陣跡」1/2,500分布図 (基本図) 作成	
昭和52年 (1977)	「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備委員会発足 『名護屋城跡並びに陣跡保存整備計画策定書』の作成 ・・・・保存整備計画の大綱・方針の決定	
昭和53年 (1978)	環境整備事業着手 (豊臣秀保陣跡発掘調査開始)	
昭和56年 (1981)	「名護屋城跡並びに陣跡」保存管理計画の策定 ・・・・・・特別史蹟指定地区の具体的管理方針、追加指定計画、他	
昭和60年 (1985)	「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備計画 (第1期) 策定 ・・・第1期6ヶ年事業の年次計画化	
昭和61年 (1986)	『特別史蹟「名護屋城跡」保存整備基本計画』書の作成	
昭和62年 (1987)	第1期保存整備事業開始 (～平成4年 [1992])	
昭和63年 (1988)	中近世城郭緊急保存修理事業開始 (～平成4年 [1992]) 「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備計画改定 ・・・・第1期6ヶ年事業の進捗度に即応させた計画修正	* 吉野ヶ里遺跡の保存
平成4年 (1992)	「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備計画 (第2期) 策定 ・・・・第2期10ヶ年事業の年次計画化	
平成5年 (1993)	第2期保存整備事業開始 (～平成14年 [2002]) 名護屋城博物館開館 (10月)・・・・・・・・・・*名護屋城跡発掘調査 (予備調査) 開始	
平成14年 (2002)	「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備計画 (第3期) 策定 ・・・・第3期10ヶ年事業の年次計画化	
平成15年 (2003)	第3期保存整備事業開始 (～平成24年 [2012]) 市町村合併 (鎮西町・呼子町は唐津市へ)	
平成24年 (2012)	名護屋城博物館が知事部局に移管 「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備計画 (第4期) 策定 ・・・・第4期10ヶ年事業の年次計画化	
平成25年 (2013)	第4期保存整備事業開始 (～平成34年 [2022])	* VR名護屋城プロジェクト * 名護屋城跡及び陣跡等利活用計画策定

これにより、博物館に勤務するすべての職員は知事部局の職員と位置づけられた。ただし、佐賀県立名護屋城博物館では、他の博物館と異なり、従来から特別史蹟「名護屋城跡並びに陣跡」の発掘調査や保存修理事業を行ってきた。これらの「文化財の保護」に係る史蹟の保存・活用業務については、県教育委員会の事務であったので、この業務に従事する学芸課調査研究担当等の学芸員等については、知事部局の職員でありながら、県教育委員会文化財課職員として、併任辞令が発令されている。(現在、学芸員6名・事務4名、計10名に併任辞令が発令されている。)

### 3. 文化財の保護に係る組織体系 - 県教育委員会から知事部局へ -

#### (1) 特別史蹟名護屋城跡並びに陣跡の保護の歩み

「関係市町村住民のこれらの文化財に対する愛護の精神と協力なくしては、将来的展望に立った史蹟の保存整備はありえない。したがって計画を進めるにあたっては、関係市町村はもとより、国県一体となって、住民の生活環境と地域開発の調整を図りながら、遂行される必要がある。」という昭和52年(1977)の保存整備計画策定<sup>5)</sup>にあたっての大きな方針があり、地元・市町・佐賀県・国と一体となって、特別史蹟名護屋城跡並びに陣跡の保護に努め、

特別史跡の活用を推進してきた<sup>6)7)</sup>。

## (2) 併任の目的

平成24年4月1日付けの組織改正において、博物館施設は知事部局の所管となったが、文化財の保護に関する業務については、引き続き教育委員会が所管することとなった。名護屋城博物館では、従来、名護屋城跡及び陣跡の発掘調査や保存整備（これらに伴う財務会計事務等も含む）等の文化財保護業務を行っていたが、前記の組織改正において、知事部局の所管となり、これらの業務が教育委員会の所管外となった。これらの業務については、組織改正後も教育委員会で行う必要があるが、同博物館は、発掘現場に位置していること、博物館業務との密な連携を継続させる必要があること等から、文化財課本課の職員が新たに従事するのではなく、当該業務に従事している同館の職員が継続して、これらの業務に従事することとした。そのため、これら名護屋城博物館の職員に対して教育委員会事務局職員への「併任」を行い、文化財課の業務としてこれらの業務を行うこととした。

## (3) 「文化財の保護」の主体と併任

文化財保護の主体は、県教育委員会文化財課から併任を受けた博物館学芸員（知事部局職員）が中心となって、史跡の発掘調査・保存修理事業に携わっている（図6）。また、特別史跡内での現状変更申

請（下水道などライフラインの工事等）の事前調整等も佐賀県文化財課職員（文化財保護主事・指導主事）とともにあっている。

## (4) 新たなミッションとその対応

前述の通り、佐賀県立の博物館は、平成24年度に県教育委員会から知事部局に移管された。平成24年当時、名護屋城跡への来訪者は年間約4万人であり、名護屋城博物館の来館者8～9万人の半数程度に留まっていた。来訪者の博物館や名護屋城跡周辺での滞在時間は概ね1時間程度であり、城跡まで十分見学されず、天守台からの良好な景観を楽しむことなく、秀吉時代の石垣や江戸時代に破却された石垣の迫力など本物の城の魅力を知らずに帰られる方も多いのが実情であった。また、子供をはじめ来訪者からは、「石垣ばかりで建物がない」、「史跡としてのイメージがわからない」といった声も多かった。これまで博物館に関心が薄かった人を「どうやって、博物館に来ていただくか。」という大きな課題が課せられた。そこで名護屋城博物館では、特別史跡「名護屋城跡」に隣接している強みを活かし、博物館と特別史跡を相互に活用することを検討した。いわば、城跡を取り込んだ「野外博物館」としての活用である。

これまで、県教育委員会では、主に危険箇所の保存修理や遺構の平面修景が主であった。発掘調査で

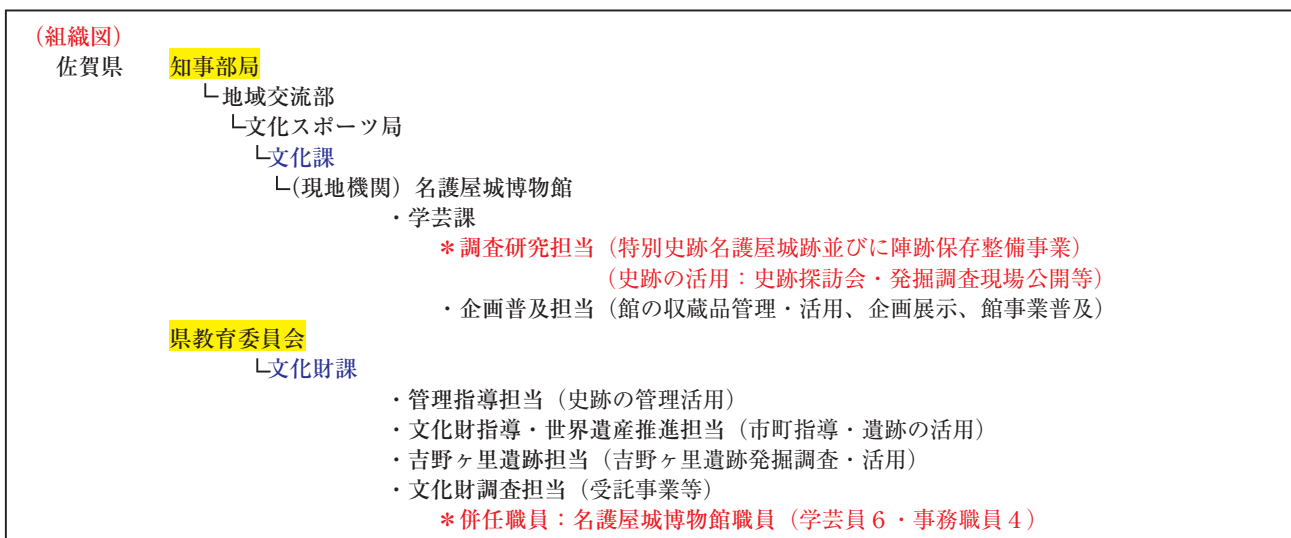


図5 佐賀県の文化財保護の体制

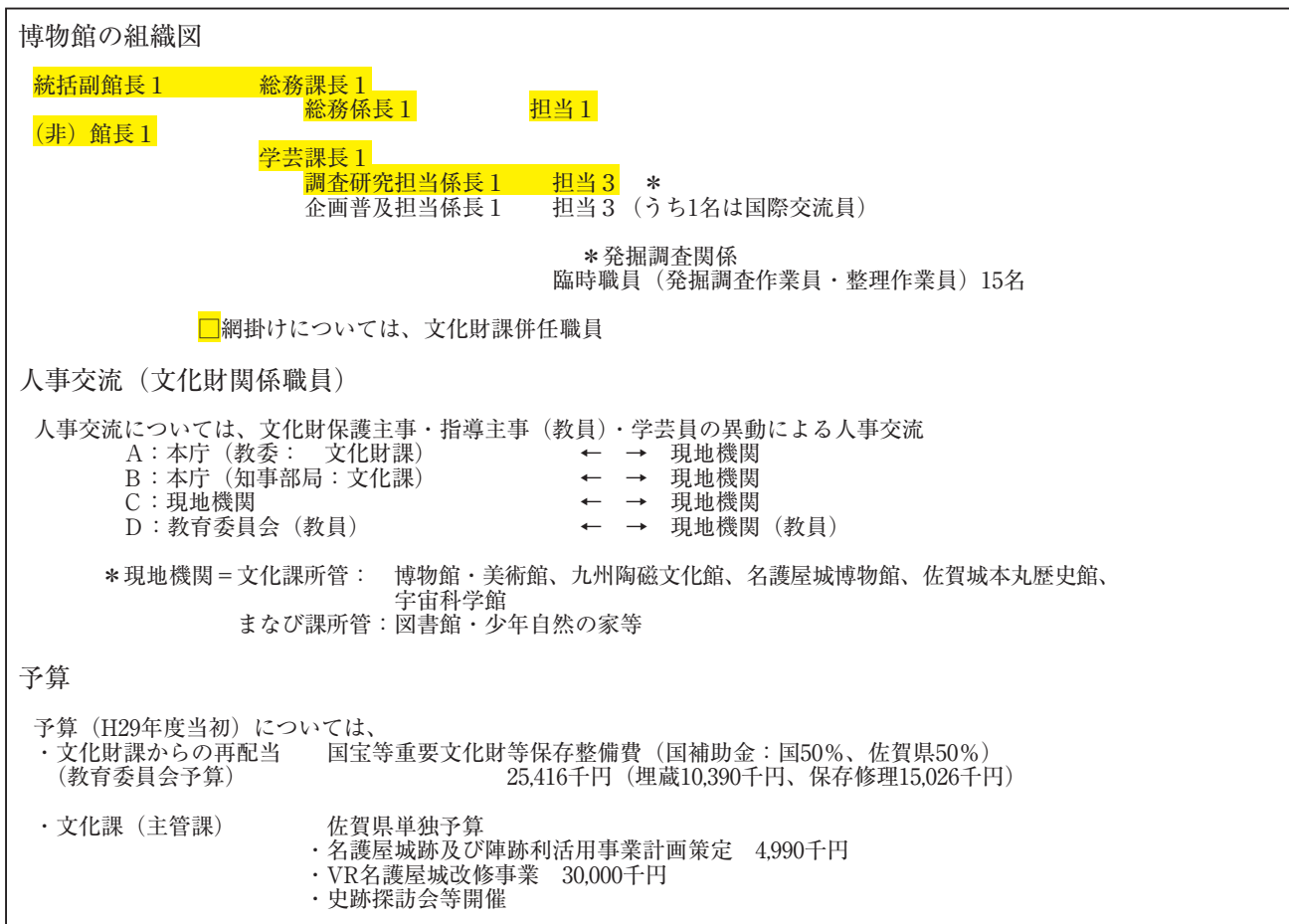


図6 佐賀県立名護屋城博物館の組織図

検出された遺構を3次元ではなく、2次元で整備を行うことは、難解さが伴い、一般の方向への分かり易い遺跡の表現については課題が残り、よりビジュアルな説明板などの設置や平面表示の工夫が必要とされてきた。また、史跡の保存については、その保存方法についての技術的な蓄積は重ねられてきたが、史跡・文化財の活用やさらにその利活用経験の少なさが課題であった。

このような諸条件のなかで、新しい試みの一つとして、バーチャル名護屋城事業に取り組むこととなった。詳細は別項（註11）参照のこと。

前述の通り、私たち博物館の学芸員の中には県教育委員会に併任された職員が10名配置されており、これまで佐賀県教育委員会が30年以上も取り組んでいる特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」の発掘調査や石垣修理などの保存整備事業の蓄積<sup>8)9)</sup>を継承していた。名護屋城や陣屋・城下町のVRを作成す

るに当たり、これらの蓄積は欠くことのできない貴重な資料となった。

## 4. 文化財担当職員の仕事の変化

### (1) 文化財の保護と活用の位置づけ

平成24年度に博物館が知事部局に移ったことにより、博物館の運営・展示の方向性について変更があった。即ち、博物館にこれまで関心がなかった人を博物館に誘客する仕組みづくりを目指すこととなった。一つの指標として、博物館の入館者数が挙げられた。

名護屋城博物館としては、従来の博物館としての展示の質を確保しつつ、隣接する特別史跡「名護屋城跡」を野外博物館のフィールドととらえ、特別史跡「名護屋城跡」を活用することで多くの観光客に当地に来ていただき、結果的に博物館の入館者の増を図ることを目指した。

即ち、知事部局の担当として、文化財の保存・活用について、自ら考え、計画を立案し、遂行することとなった。

なお、従来の体制のまま、予算が大幅に増額となった場合、担当者（個人）に負担が大きくなることに留意する必要がある。従来の「文化財の保存と活用」の事務のバランスが崩れ、組織としてもバックアップ体制が十分とれないまま、事業展開を図らねばならない等、保存整備事業の質を保ちながら活用を推進していくのは容易ではない。今後、予算と推進体制のバランスや整合性を十分取っておくことが望まれる。

## (2) 文化財の保存と活用・利活用

文化財の活用については、県教育委員会においても史跡の整備・公開等を行ってきたが、博物館の所管は知事部局となったことで、従来できなかった活用面での事業展開が行いやすい環境となった。ただし、教育委員会と知事部局間で、文化財の「活用」について、お互いにどの範囲まで行うのか、取り決めが明確でないことが、将来的にどのような課題となるのか不透明である。また、利潤を追求する「利活用」になると、文化財の保存が適切に行えるかどうか非常に大事な要素であろうことは十分想定される。

## 5. 文化財が地域づくり・観光で活用されるメリット・デメリット

### (1) メリット

平成24年度から文化財の活用については、知事部局で担うことができるようになったことにより、予算措置の面では、教育委員会よりも柔軟で迅速な対応が可能となっている。

文化財が地域資源として活用されることで、文化財の公開活用が促進されることは地域住民にとっても文化財への関心が高まるなど、メリットも多いと判断される。

### (2) デメリット

文化財の公開・活用にあたっては、文化財の保存

が大前提であることから、文化財担当者が、その活用方法など十分把握しておく必要がある。文化財の保護・保存用務で手いっぱい現状で、新しく公開活用の用務が増大することで体制的に十分対応できるかが鍵となる。また、公開の増大に伴い文化財そのものの状態チェックなど新たなスキルが必要とされる。

## 6. 求められる文化財保存と活用の在り方

### (1) 文化財担当職員の役割と佐賀県の取り組み

文化財の活用やそれに係る地域振興等について、個別に情報収集するのは限界がある。県境を越えた協力、連携も必要となってくると思われる。例えば、福岡県・佐賀県・長崎県を中心とする北部九州、あるいは九州全体など大きなエリアで協力・連携ができる仕組み作りのヒントはないか。他の自治体の取り組みや思い、考え方など先進的な取り組みなどを参考としたい。そのためには、文化財の活用事例について情報共有できるネットワークづくりが必要と考えられ、そこに文化財担当職員が自ら積極的に携わっていくことが大切であると思われる。

### (2) 名護屋城跡並びに陣跡のポテンシャル（重要性・本質的価値）の再確認

#### 1) 名護屋城跡並びに陣跡の価値

##### ①全国有数の大規模遺跡

名護屋城跡および諸大名陣跡群や城下町などからなるこの遺跡は、1,900haにわたる広大な範囲に分布・密集する大規模遺跡で、わが国に残る広域遺跡の中でも屈指の規模を誇っている。（登呂遺跡=32ha、仁徳天皇陵=46ha、大阪城跡=73ha、平城宮跡=130ha、大宰府跡=620ha）。

現在、名護屋城跡のほか23ヶ所の大名陣跡が国の特別史跡に指定されている（指定面積73ha）。

##### ②城郭の代表的存在

日本国内に残る3万ヶ所以上の城跡の中でも、国家レベルでの築城構想に基づき形成され現存している城跡は、江戸城・名古屋城・大阪城・篠山城・名

護屋城の5城跡のみである。いずれも創始段階の建築物は失われ、石垣等も数世紀にわたる補修・改造が施されて原型を留めていない中で、名護屋城だけは唯一築城当初のままの石垣に囲まれた姿をほぼ完全に残している。上掲の城跡の中では最古例でもあり、桃山時代の城郭関連遺跡としては最大規模の遺跡でもある。

### ③全国的価値を持つ遺構の残存

平成5年から実施された試掘調査（部分的・試験的な発掘調査）だけでも、天守閣跡、本丸御殿跡、草庵茶室跡、鯨銚池しやちほこいけで検出された「出島」跡など、豊臣秀吉が桃山文化の粋を結集して作り上げた数々の遺構の存在が明らかとなり、全国からの注目を浴びた。戦国時代～桃山時代にかけての建造物の残存例が少ない中で、当時の第一級の建築・土木技術の解明につながる貴重な遺構の集合体として評価されている。

### ④歴史上の著名人物の集合地

豊臣秀吉が居住した大坂城、伏見城、聚楽第などは既に消滅状態にあり（現在の大阪城は徳川時代の再建）、地上で全体像を実見できる城跡としては、唯一名護屋城のみが残っている。また、周囲の半径3km圏内には、北は現在の青森県の津軽為信から南は現・鹿児島県の島津義弘にいたるまでの、全国中の大名が参集し滞在した140ヶ所以上の陣跡が分布している。その中には、徳川家康、伊達政宗、前田利家、石田三成、宇喜多秀家、毛利輝元、加藤清正、真田昌幸・幸村などといった全国的知名度の高い武将たちが滞在した陣跡が、良好な状況のまま残っている。

### ⑤世界史的価値の文化遺産

日本史上最大の軍事拠点である名護屋城とその関連遺跡群は、国家規模で構築された軍事都市遺跡の数少ない残存例として世界的にも貴重な存在である。日韓交流史の上で最も重要な歴史的意義を持つ遺跡であるだけでなく、東アジア全体に大きな影響を与えた歴史の舞台という特殊な性格をも兼ね備えている。遺跡の規模と内容、全体的な残存状況の良

さ、世界史上の位置付けなどから、「世界遺産」に相当する価値を有した文化財として学術的評価は極めて高い。

## 2) 保存活用の意義と必要性

### ①未来への橋渡し

名護屋城跡とその関連遺跡は、全国の戦国武将や豪商たちが一同に参集した場所という日本史上でも稀有な遺跡であると同時に、国際的文化遺産としての側面を持つため、後世にわたってこれを良好な状態で保存しつつ、全体像の解明に向けて調査を継続し、その成果を国内外に向けて公開していかねばならない。

### ②一般国民の利用促進

これまで名護屋城内で発見してきた多くの貴重な遺構は、保存目的から地下に埋め戻しており、現在は実際に見ることができない。このため県内外から遺跡の早期の整備・公開を要望する声が高く、広く一般国民の知的レクリエーション・文化交流・生涯学習の場として供する必要がある。

### ③名護屋城博物館の活動内容の三本柱

博物館開設の発端である「名護屋城センター構想」以来、この広域遺跡の保存整備は館の主要事業となっており、博物館の次の3つの中心的活動内容の筆頭に据えられている。（1）特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」の調査・保存・活用、（2）城郭と「日本列島と朝鮮半島との交流史」に関する資料の収集・保管・調査・研究・展示・普及、（3）交流史研究を主体とする国際学術・文化交流事業

### ④日韓学術交流に対する貢献

名護屋城跡とその関連遺跡は、朝鮮侵略の拠点という歴史的背景を持つ一方で、日韓交流史上の最重要遺跡である。その保存整備事業を通じて得られる調査方法・成果・整備手法等の情報は、近年韓国で進みつつある「倭城」の調査・整備、「壬辰・丁酉倭乱（文禄・慶長の役）」研究、あるいは釜山市立博や国立晋州博での各成果の展示・普及活動において積極的に活用されている。本事業自体が名護屋城博物館から韓国や韓国学会に向けての情報発信源と



なっている。

### 3) 整備・活用に向けての視点

名護屋城跡並びに陣跡の魅力と役割を以下のように捉え、これらの視点にたった整備を計画する。

- (1) 平和へのモニュメント
- (2) 多岐にわたる学術的価値を持つ遺跡
- (3) 豊かな物語性を持つ遺跡
- (4) 景観・展望に恵まれた遺跡
- (5) 国際交流

### 4) 名護屋城跡並びに陣跡保存整備・活用による効果

本遺跡が持つ全国的ネームヴァリュー（＝豊臣秀吉と全国の戦国大名たちが残した国内唯一・最大の遺跡としての価値）を生かし、発見された御殿跡や茶室跡等を整備し常時公開することで、小・中・高等学校の体験型歴史教育の場、県民の知的レクリエーション・生涯学習・文化活動のための永続的な中核拠点を生み出すことができる。同時に、佐賀県の新たな代表的観光拠点が創出でき、県北の観光産業の浮揚による地域活性化にも連動する。

従来、遺跡は埋蔵されたままの保存が主流であったが、近年ではその活用面が特に重視されている。保存整備や活用は、全国的注目を集めたこれまでの成果を、県民が実際に目で見、手で触れる形で歴史の舞台を実体験できる場を初めて提供し、広く活用を促すことを最大の目的としている。

①県北（とりわけ東松浦地方）の代表的ランド・マークの創出（学校・社会教育、観光、文化、学術交流など各活動の中核となる）。

②全国的ネーム・ヴァリュー（＝豊臣秀吉と戦国大名たちが残した国内唯一・最大の遺跡としての価値）を生かすことで、佐賀県の新たな代表的観光拠点が創造でき、観光産業の浮揚の実現による地域活性化へと連動できる。

③雇用の確保に直結する。発掘調査や整備事業の継続により、多くの地元作業員も雇用が可能である。

④歴史上に「実物（＝建物跡等の遺構そのもの）」を整備し教材に見立てることで、見学者に体感型の

学習の場を提供することが可能であり、これにより永続的な文化活動の拠点を創出できる（小・中・高等学校での歴史教育・野外学習、県民の地域学習と知的レクリエーションの拠点として）。

⑤国内の各学問分野（歴史学、考古学、建築史、土木史、都市・集落史、城郭史、外交史など）での、中心的な情報発信・研究「基地」の誕生。

⑥名護屋城博物館の展示機能との相乗効果見込まれ、博物館利用者数の増加に繋がる。

### (3) 名護屋城跡並びに陣跡の活用策について

#### 1) 佐賀県としての取り組み方針

「名護屋城跡並びに陣跡」やその周辺には、まさに、佐賀県が誇る「本物」の地域資源があり、多くの観光客を魅了する高い潜在力があると考えられる。

国の特別史跡に指定されている「名護屋城跡並びに陣跡」は、徳川家康や前田利家、伊達政宗等、誰もが一度は聞いたことのあるような戦国武将の陣跡が、名護屋城跡を中心に数多く点在しており、日本の歴史上においても極めて珍しい価値の高い史跡と認識されている。

2016年度、大河ドラマ「真田丸」の豊臣秀吉役をされた小日向文世氏や豊臣秀頼等を演じた役者の方々が名護屋城跡を見学され、とても感動されたと聞いている。これもこの史跡の魅力ゆえのことである。

また、名護屋城跡の天守台から見える、起伏にとんだ地形と、その向こうに広がる玄界灘のすばらしい風景をはじめ、佐賀を代表する食など、地元には、訪れた人々を楽しませるに十分な魅力を備えている。県としても、自信をもって全国に発信すべき資源であると考えており、この地域の魅力をアピールすると同時に、城跡や陣跡巡りにつながるような活用策を講じていく。名護屋城跡並びに陣跡は、地域の文化観光資源として高いポテンシャルを備えており、調査・研究の成果や整備された史跡を活用しその魅力多くの方々に知っていただくことが重要である。そこで名護屋城博物館では史跡のもつ多岐に亘る学術価値や豊かな物語性を楽しく学んでいけるよ

う取り組んでいる。中でも、平成26年度に整備した「バーチャル名護屋城」は、タブレット端末やスマートフォンを利用し、いわば再現された名護屋城跡・陣跡等で体感しながら巡っていただくことで、歴史・文化への理解を深めていただけるような内容となっている（図7～9）。

この「バーチャル名護屋城」は、平成27年4月供用開始から大変好評をいただいている<sup>10)</sup>。更に、平成29年度は、「音声ナビ」を加えて欲しいとの要望に応え、現システムに、公開されている陣跡への誘導情報と名護屋城跡の音声ガイドの機能を追加し、コンテンツや機能を向上させている。また、当時の城や陣屋の高精細の映像「幻の巨城 肥前名護屋城」を館内で上映し、来館者の方々に「天下人の城」の壮大さを体感していただいている<sup>11)</sup>。

展覧会においても、城跡や陣跡、全国から集まった大名に焦点を当てた企画や、その時々的大河ドラマ等で話題となったものも取り込むなど工夫をして

いる。

城跡や陣跡の各所に、案内説明板設置を継続的に行っており、見学者が快適な史跡見学ができるよう、見学ルートの整備を行っている。

今後とも、自然景観と一体となった陣跡を周遊できる仕組み作りや夜の名護屋城探検隊（ナイトミュージアム）や史跡探訪会・発掘調査現場公開など、名護屋城跡や陣跡を活かした体験型のイベントを地域や地元と連携しながら取り組んでいきたい。これからも、これらの歴史資源を積極的に活用していくことで、地域全体に文化財の活用をつなげていきたい。

## 2) 佐賀県に課せられた役割

佐賀県には、幕末から明治維新、その後の国づくりで活躍する人材を多く輩出した伝統、地域の寄り合いを定期的に行う「三夜待ち」や「くんち」のような地域の人々の絆の強さなど、貴重な財産がある。これら人を大切にしてきた歴史や風土は、県民一人



図7 VR名護屋城 利用風景

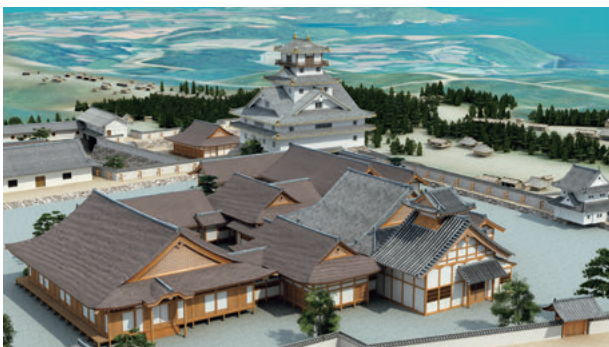


図8 VR名護屋城（本丸・天守閣CG）  
＜設計・監修：西和夫 アルセッド建築研究所＞

**デジタル技術で再現 420年前の名護屋城の世界へ**

肥前名護屋城さるぎ

# バーチャル名護屋城 ガイドツアー

**開催日** 毎日13時30分～（年末年始を除く）

**コース** 名護屋城跡観光案内所→東出丸→三ノ丸→本丸→名護屋城博物館

**所要時間** 60分

**ガイド料** 400円/人

**予約・受付** 名護屋城跡観光案内所 ☎(0953)82-5774

毎日13時30分スタート

マイカー 約30分  
バス 約45分

マイカー 《福岡県より》福岡市東区高橋、二見玉直路、西九州道 約60分  
《佐賀県より》東が・幸久井町、国道202号 約30分

バス 《博多/スター・ミナト》船形/バスから約90分  
《博多駅より》JR筑肥線・福岡市地下鉄 乗換63分  
《佐賀駅より》JR筑肥線 船形19

（主催）肥前名護屋城歴史ツーリズム協議会 《ホームページ》<http://nagoyajo-rekishi.com>

図9 肥前名護屋城さるぎ  
バーチャル名護屋城ツアーチラシ





ひとりの「想い」や「考え」に根づいており、誇りを持って次の世代に繋げていくことが重要である。

また、連綿と続く歴史や文化、佐賀平野を中心とした穀物や有明海のノリなどの豊かな自然の恵みを受けた農林水産品、伊万里・有田焼などの陶磁器等、「本物」の地域資源がある。これらは、人々の価値観が多様化する中でも変わらぬ価値を持ち続けている。このような“佐賀らしさ”の価値を再認識し、心地よいものとなるよう磨き上げ、世界に向けて情報発信していくことで、多くの方々から愛される、そして多くの方々を訪れる佐賀県を描いていくことが望まれている。さらに世界に誇れる佐賀県をめざすことをも目標としている<sup>12)</sup>。

### 3) 豊かな文化資源の活用

佐賀県は、吉野ヶ里遺跡をはじめとする貴重な文化財や、伊万里・有田焼などの陶磁器などの文化資源を有しているとともに、唐津くんちの曳山行事といった伝統的民俗行事等、全国に誇る多彩な地域文化が根付いている。また、世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である三重津海軍所跡や、景観が美しい地区や地域を象徴する建造物を「22世紀に残す佐賀県遺産」として県が認定し支援するなど、県内各地に、県民が身近に文化に触れる機会が拡大しつつある。

これにより、佐賀県の豊かな歴史や文化・伝統などの魅力が世界へ発信され、国内外の交流人口が増えている。また、県民の誰もが文化やスポーツに親しみ、楽しむ風土が形成され、地域内外の人と人とながつながる交流拠点づくりが進んでいる「文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが」が目指されている。

名護屋城跡及び陣跡は、国の特別史跡に指定されているなど歴史的にも価値のある重要な遺跡であるが、残念ながら知名度については、一般的にはあまり高くないということを聞いている。徳川家康とか、前田利家、伊達政宗等々、140を超える一度は耳にしたことのあるような戦国武将の陣跡が名護屋城跡を中心に点在する極めて珍しい、価値の高い遺跡群がある。県としても、自信を持って全国に発信すべ

き素材であると考えており、陣跡巡りができるようにソフトやハード整備を行うなど、素材を生かした基盤整備を推進する。そして、そのような取り組みを通じて、各陣跡にゆかりのある都道府県の方々などが、当地を訪れていただけるようになれば、地域の活性化につながるのではないかと期待している。

このような中、佐賀県は九州観光推進機構<sup>13)</sup>や地元の「肥前名護屋城歴史ツーリズム協議会」と連携して「九州オルレ」<sup>14)</sup>の充実に努め、当該地に「九州オルレ唐津コース」<sup>15)</sup>を選定・整備する中で名護屋城跡や陣跡を積極的に取り込むことで、自然景観と歴史景観の両方を兼ね備えたトレッキングコースを整備している(図10)。城跡・陣跡巡りを盛り込んだユニークな観光コースとして利用客の人気の高い。

平成29年度には知事部局の予算で「名護屋城跡及び陣跡等利活用計画策定を進めたが、計画対象地(城跡・陣跡・城下町・太閤道)があまりにも広大でその現状把握が広く浅くなり十分ではなかった。しかしながら、これまでの文化財保存の観点のみならず、観光振興の視点で、名護屋城跡や陣跡の「強み」・「機会」・「弱み」・「脅威」の4項目で分析する試みを行った<sup>16)</sup>(図11)。これらの史跡を活かした観光振興への提案や現状分析の成果を加味し、今後策定を予定する名護屋城跡並びに陣跡保存活用計画や歴史文化基本構想策定に活かされればと思っている。

「史跡の本質的価値」の保存が極めて重要であり、従来からの史跡保存整備の手法を継続しつつ新たな活用策を模索していきたい。史跡の本質的価値をしっかりと保存すること、この地道な積み重ねが地域づくりや観光振興につながると考えている。

#### 【補註および参考文献】

- 1) 福岡博 1980『佐賀県の地名』日本歴史地名体系第42巻 総論 平凡社p.21
- 2) 松尾法博 2011「特別史跡名護屋城跡並びに陣跡の保存と活用―地域や博物館との連携―」『日本歴史』第754号 吉川弘文館 p.p.71-80
- 3) 佐賀県教育委員会 2013 特別史跡「名護屋城跡並び

に陣跡」第4期保存整備事業計画

- 4) 特別史跡名護屋城跡並びに陣跡に関する調査並びに当該調査及び国際交流の歴史に関する資料の収集、保存、展示及び調査研究を行うとともに、県民への教育普及を図り、併せて文化及び学術の交流を通じた国際友好の促進に寄与するため、佐賀県立名護屋城博物館（以下「博物館」という。）を設置する。（佐賀県立名護屋城博物館条例）
- 5) 佐賀県教育委員会 1978 名護屋城跡並びに陣跡保存整備計画策定書
- 6) 佐賀県教育委員会 1982 特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」保存管理計画
- 7) 佐賀県教育委員会 1994 特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備計画
- 8) 高瀬哲郎 2008『日本の遺跡26 名護屋城跡』同成社
- 9) 武谷和彦編 2009『肥前名護屋城と「天下人」秀吉の城』図録 佐賀県立名護屋城博物館
- 10) 平成29年（2017）年度は音声ナビとお楽しみコンテンツ（AR幟旗・絵巻物風まんが等）を追加し、バージョンアップを図った。タブレット貸出件数は6,428件（供用開始から延べ24,534件）、アプリダウンロード件数は3,189件（延べ10,529件）で多くの利用があった。
- 11) 松尾法博 2017「バーチャル名護屋城」の試み—佐賀県立名護屋城博物館の城復元CG『歴史を社会に活かす』歴史学研究会編 東京大学出版会 p.p.3-4
- 12) 佐賀県には、連綿と続く歴史や文化、地域の絆、農林水産品、陶磁器など、「本物」の地域資源がある。これらの“佐賀らしさ”の価値を私たち自身が再認識するとともに、世界からも認められる佐賀県をつくっていききたいという想いを込め、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念に掲げ、「—佐賀県総合計画2015—人を大切に、世界に誇れる佐賀づくりプラン」が策定（平成27年7月30日）されている。
- 13) 「九州観光推進機構」2003年10月に「九州はひとつ」の理念のもと、九州地域の自立的かつ一体的な発展に向けて、官民が一体となって取り組むべき「九州観光戦略」を取りまとめ、この観光戦略を実践的かつ着実に展開していくため、一般社団法人「九州観光推進機構」が設置されている。
- 14) 「オルレ」韓国・済州島から始まったもので、もともとは済州島の方言で「通りから家に通じる狭い路地」という意味。自然豊かな済州島で、トレッキングする人が徐々に増え、「オルレ」はトレッキングコースの総称として呼ばれるようになり、今では韓国トレッキングの中心的コースになっている。オルレの魅力は、海岸や山などを五感で感じ、自分のペースでゆっくりとコースを楽しむところにある。九州オルレは、済州オルレの姉妹版。済州島と同じよう

に九州には四季の美しい風景があり、トレッキングに適した山岳を五感で感じ九州の魅力を再発見してもらうため、九州オルレのコースが整備されている。

- 15) 「唐津コース」全長12km、所要時間4～5時間、難易度は初～中級のもので、済州道によく似ている海を眺める海岸オルレであり、名護屋城跡や今も残る400年前の道を中心に昔の歴史と文化に触れ合うことが出来る道である。コースの前半は名護屋城跡の周辺の陣跡を見て回る。陣跡の至る所に文禄・慶長の役が残した歴史を発見することができる。陣跡を繋ぐ素朴なかつての古道を通り、このコースのハイライトとも言える名護屋城跡の天守台に到着する。壱岐、対馬、玄界灘などが一目に入ってくる見晴らしのよい景観である。そこから日本北西部の端に位置している「波戸岬海岸オルレ」が始まる。自然が彫刻したような柱状節理と青い黒松の木があるので九州オルレの中で「済州海岸オルレ」と最もよく似ている。終点で販売しているサザエのつぼ焼きとイカの一食干しは是非食べてみるべき珍味である。（九州オルレ唐津コースリーフレット）
- 16) 佐賀県立名護屋城博物館 2018 名護屋城跡及び陣跡利活用計画 p.p.43-44

\* 図1～図8、図11は佐賀県立名護屋城博物館提供  
図9～図10は唐津市観光課提供